

第 80 号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(目次)		ページ
1	改正理由	2
2	概 要	2
3	改正内容	2
4	施行期日	2
5	新旧対照表	3～4

総 務 部
令和5年6月

1 改正理由

令和5年5月8日付けで人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに国家公務員に支給する「防疫等作業手当の特例」が廃止された。

本市においても、国家公務員の特殊勤務手当の特例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処した職員の特殊勤務手当の特例を廃止したいのと、その他所要の整備をしたい。

2 概要

感染症防疫等業務の「特例」の内容（令和2年6月市議会にて条例改正し、同年1月27日に遡及適用）

(1) 手当額…**条例で規定**

作業1日あたり3,000円

（ 以下の作業に従事した場合には、作業1日あたり4,000円
・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
・患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業 等 ）

(2) 支給要件…作業場所等を規則で定めていたが、**5類移行後に規則から削除**

作業場所	作業内容
・感染区域及び感染区域から医療機関への移動時の動線上や車内 ・医療機関から特定の場所への移動時の動線上や車内	・対象者に接して行う業務 ・対象者が使用した物件の処理 ・施設内における長時間の連絡調整 等

3 改正内容

(1) 感染症防疫等業務手当の特例を定めた規定を削る（附則第9項及び第10項関係）。

(2) (1)に伴い、条文の条項番号を整理する。

4 施行期日

公布の日

【参考】感染症防疫等業務手当の特例の支給実績

手当額の区分	主な業務内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度(※)	合計
3,000 円	救急搬送時等の運転	745 件	1,087 件	840 件	2 件	2,674 件
	現地での健康観察	2,235 千円	3,261 千円	2,520 千円	6 千円	8,022 千円
4,000 円	救急搬送(接触あり)	212 件	811 件	4,083 件	48 件	5,154 件
		848 千円	3,244 千円	16,332 千円	192 千円	20,616 千円
合計		957 件 3,083 千円	1,898 千円 6,505 千円	4,923 件 18,852 千円	50 件 198 千円	7,828 件 28,638 千円

※令和 5 年 5 月 8 日以降は、支給実績なし。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 13 年 3 月 27 日条例第 12 号)</p> <p>第1条～第15条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 7 [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 13 年 3 月 27 日条例第 12 号)</p> <p>第1条～第15条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 7 [略]</p> <p><u>8 削除</u></p> <p><u>(感染症防疫等業務手当の特例)</u></p> <p><u>9 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する</u></p>

改正後	改正前
<p>[削除]</p> <p>(委任)</p> <p>8 附則第5項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合において、第8条及び第13条第1項の規定は適用しない。</p> <p>10 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</p> <p>(委任)</p> <p>11 附則第5項から第10項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>